

あなたの力を あなたの願いを 地域福祉の推進に



福祉推進員とは

地域で安心して、心豊かに暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する担い手です！

「住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたい」それは住民すべての願いです。

しかし、少子・高齢化の進展、家族機能の低下、地域でのつながりの希薄化などにより、寂しさや不安を抱えて暮らす高齢者や障がい者の方が多くなっています。

そのような支援が必要な方（要支援者）が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、地域の中で孤立しないよう、身近な地域の方の日常的な「見守り・声かけ活動」が必要となります。

このため、東根市と東根市社会福祉協議会では、平成22年度に「福祉推進員」制度を創設しました。福祉推進員は、区長及び地区社会福祉協議会の推薦にもとづき、市社会福祉協議会会長が委嘱し、身近な福祉活動に従事していただいています。

出来る限り早い機会に、市内全地区へ福祉推進員を設置したいと考えていますので、関係者の皆様のご協力をお願いします。

《福祉推進委員の主な役割》

見守り活動の推進

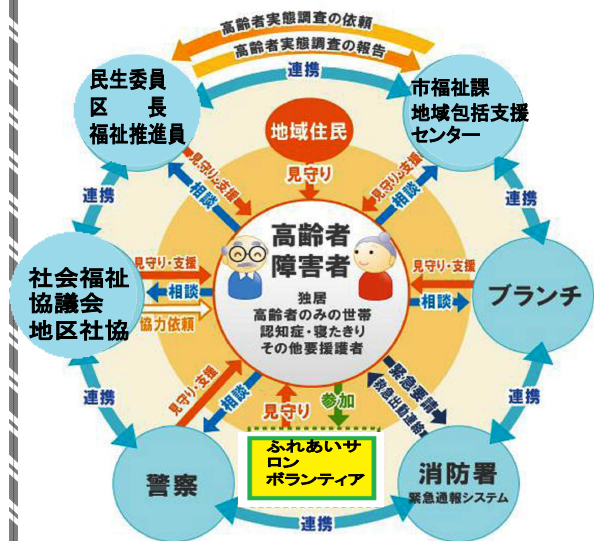
地域住民の皆さんご協力を得て、区長や民生委員・児童委員と連携し、高齢者や障がい者世帯などに対し、訪問活動などを通して、見守り・声かけ・安否確認をおこないます。緊急時は、区長や民生委員・児童委員に連絡をします。

自治組織（区）内での福祉活動への参加等

いきいきサロンの運営や区でおこなわれる福祉活動に協力します。



見守り・連携のネットワーク



- 具体的な活動の内容や支援方法は、その都度、三者懇談会を開催し、区長や担当民生委員・児童委員と協議することになります。（福祉推進員は、訪問活動などを通じた見守り声かけ活動を行い、支援に関する連絡調整は、民生委員・児童委員及び区長が行う。）
- 任期は、原則として2年間となります。（25年度は、128区に118名の福祉推進員を設置します。）
- 原則としてボランティア活動となります。活動報償費として年額5,000円を支給し、ボランティア活動保険に加入して福祉活動従事中の傷害や事故に対し補償します。

東根市社会福祉協議会

福祉推進員の皆様へ!!

いつもと違った感じがする…
ちょっと心配!!

たとえば、こんなときにご連絡ください。



新聞などが
3日以上たまっている



具合が悪そうに
見える



カーテンや雨戸が
何日も閉まっていたり
開いた状態になっている



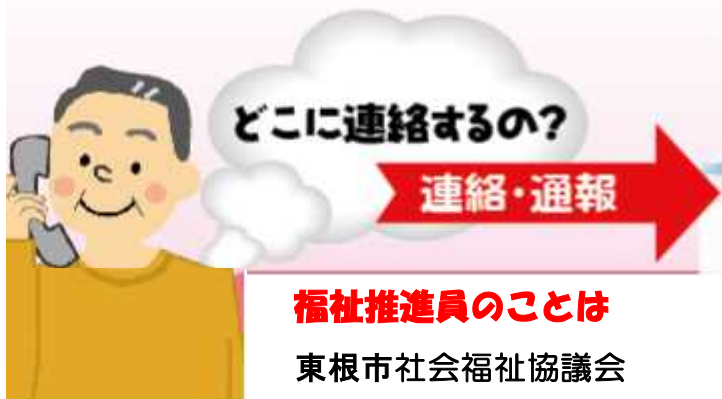
何度訪問しても
応答がない



洗濯物が何日も
干したまま



ただならぬ怒鳴り
声や悲鳴が聞こえる



福祉推進員のことは
東根市社会福祉協議会
総務企画係 ☎41-2361

最寄りの民生委員さんと
区長さんに連絡・協議し
て、支援が必要な場合は、
民生委員さんから

東根市
地域包括支援センター
☎42-3939